

## 第3回遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会

### 2. アクションプラン(案)について

令和 2年 8月 24日

## ■アクションプランの目次構成

1. はじめに
2. 取組方針
3. 現状の主な取組状況 ※今回は説明省略
4. アクションプラン
5. アクションプランの進め方 (案)
6. アクションプランのPDCA及び情報発信
7. おわりに

# 1. はじめに(本文p1)

## 【背景】

- ・遠賀川では、流域各地で、行政機関と住民団体等による水質改善・河川環境美化・森林保全等の取組が個々に行われてきたが、遠賀川河口堰や河川敷のゴミ問題・外来生物の侵入等、**多様な生物の生息・生育環境を保全・再生するには、未だ多くの課題が残されている。**
- ・遠賀川流域における**多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する取組を実践していくために、国土交通省、環境省、福岡県、流域内の7市13町1村からなる「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」**を平成30年8月に組織し、「**遠賀川流域における生態系ネットワーク形成のための取組方針**」を策定した。

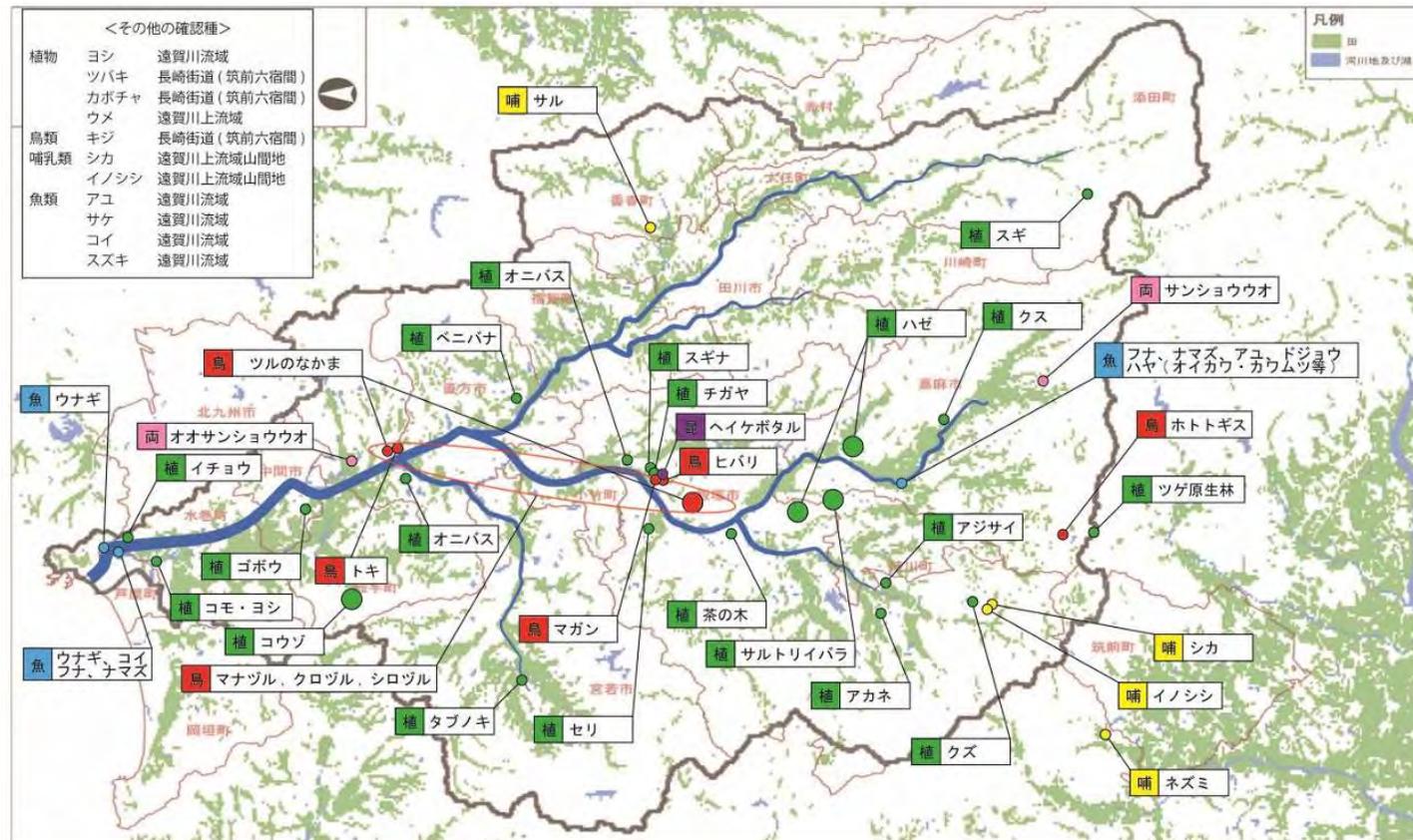
## 【アクションプラン策定の目的】

- ・取組方針を踏まえ、**流域一体で連携・協働する具体的な行動計画**を策定することで、**上記課題を協働で解決するもの**である。

## 2. 取組方針

### 2.1 生態系ネットワーク形成の目標（本文p3）

- ・生態系ネットワーク形成の**目標**は、現存する生態系をネットワーク化し、**遠賀川流域の自然環境を明治期以前の状態に近づける**ことを目指していく。
- ・生態系ネットワークの形成によって実現した**自然環境と、歴史・文化的資源を有機的につなげ**、地域の振興や住民の豊かな暮らしの実現を図っていく。



出典：遠賀川・流域の文化誌(1994)  
筑豊博物 32号(1987)  
西日本文化 441号(2009)

図 遠賀川流域における明治期以前の生物の生息・生育状況

# 2. 取組方針

## 2.2 生態系ネットワーク形成の進め方

### (1) ボトムアップ方式による生態系ネットワーク形成（本文p4）

- ・**第1段階**: 生物多様性を支える生態系ピラミッドの下位にある身近な生物が生息・生育できる基盤を整える。水域を行き来するアユやオイカワ、ナマズ等の**魚類**が生息できる河川、湿地、水路等の保全・再生を図る。
- ・**第2段階**: 陸域を行き来する**大型鳥類**の採餌環境としての湿地、草地、樹林地等の環境の保全・再生を図る。
- ・取組にあたっては、ポテンシャルの高い**ホットスポット**から保全・整備を進め、展開していく。さらに、ホットスポットを**回廊(線)つなぎ、面へ**と広げていく。
- ・ここで言うホットスポットとは、生物の確認種数・重要種数が多い場所や大きく減少している場所、魚類の産卵場、鳥類の繁殖地等を指す。

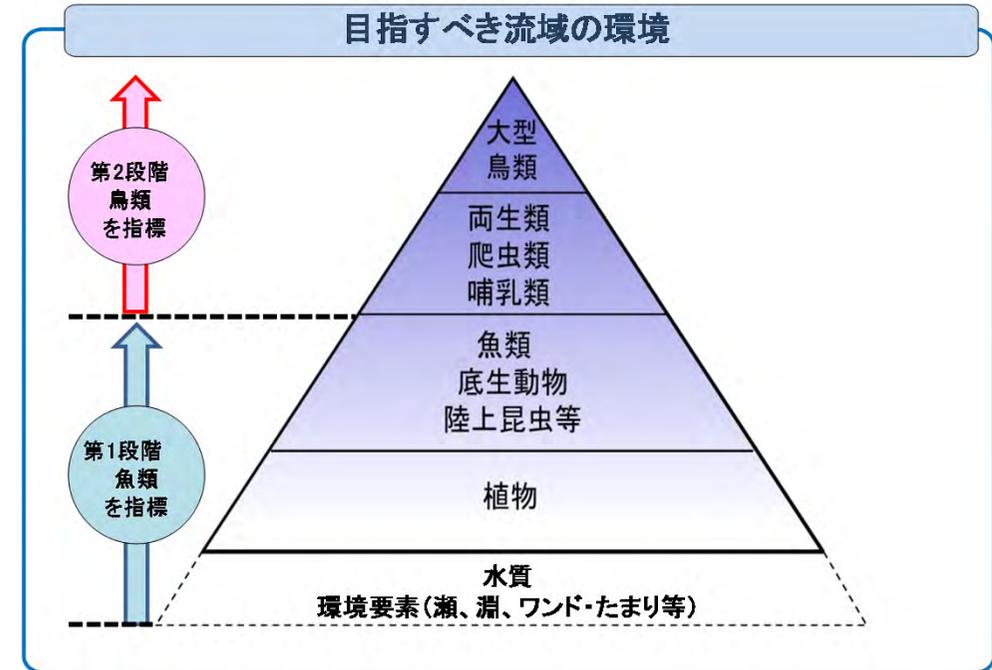


図 ボトムアップ方式による生態系ネットワーク形成の概念図

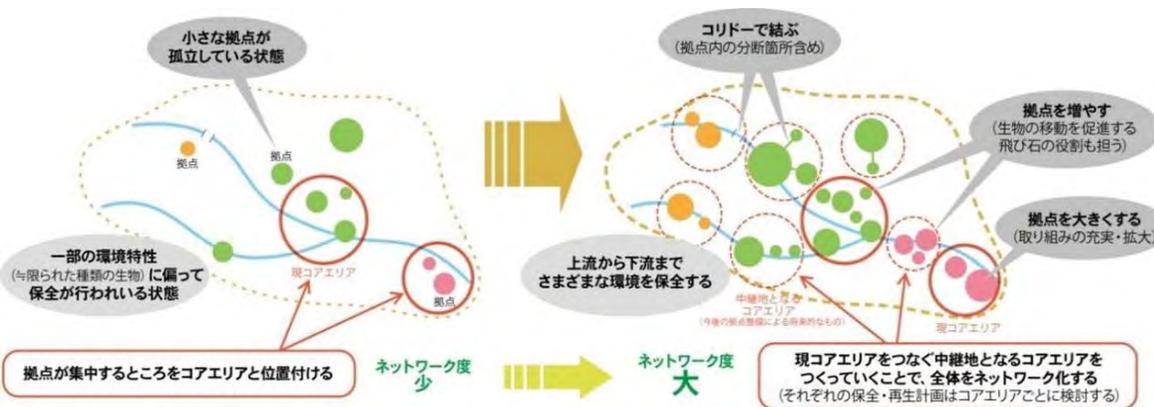


図 点から線、線から面へと展開する生態系ネットワーク形成の概念図

#### 【ボトムアップ方式】

- ①河川水辺の瀬・淵、ワンド・たまり、湿地等の**環境要素の保全・再生**
- ②**水質**改善による水環境の質の向上
- ③ヨシ等**植物**の生育環境の保全・再生  
→植物を生育基盤とする昆虫、哺乳類等の生息環境の向上
- ④**魚類**等身近な生物の生息環境の保全・再生
- ⑤水田、草地、樹林地等を餌環境とする**大型鳥類**が生息できる場を再生

# 2. 取組方針

## 2.2 生態系ネットワーク形成の進め方

### (2) 豊かな自然を生かした地域づくりへの展開（本文p5～6）

- ・ **自然の恵みや歴史・文化的な資源**を活かし、豊かな環境を前面に打ち出し、農産物への付加価値の付与や自然体験など**交流人口の増加**につなげていく。  
自然の恵み: 米、日本酒、鶏卵といった特産物 歴史・文化的資源: 英彦山、遠賀川水源池ポンプ室、堀川、鮭神社
- ・ 取組にあたっては、**地域住民、住民団体、企業、学校、行政等の多様な主体が連携・協働**するとともに、環境再生に向けた機運を高めていく。特に遠賀川流域では約80の住民団体等が様々な活動を展開していることから、これらの**住民団体との連携は重要**である。



コウノトリ 遠賀川(直方市)



飛来したコウノトリを観察する人々  
鴨生田池(直方市)



図 遠賀川流域における生態系ネットワーク形成の概念図

# 4. アクションプラン

## 4.1 アクションプランの作成方針（本文p19～20）

- ・生態系ネットワーク形成のための目標を達成していくため、構成機関は、連携・協働する目標、目的、内容等を具体的に示したアクションプランを作成する。
- ・アクションプランは実践しながら各構成機関の意見・指摘を踏まえ、適宜、追加、見直し等を行う。

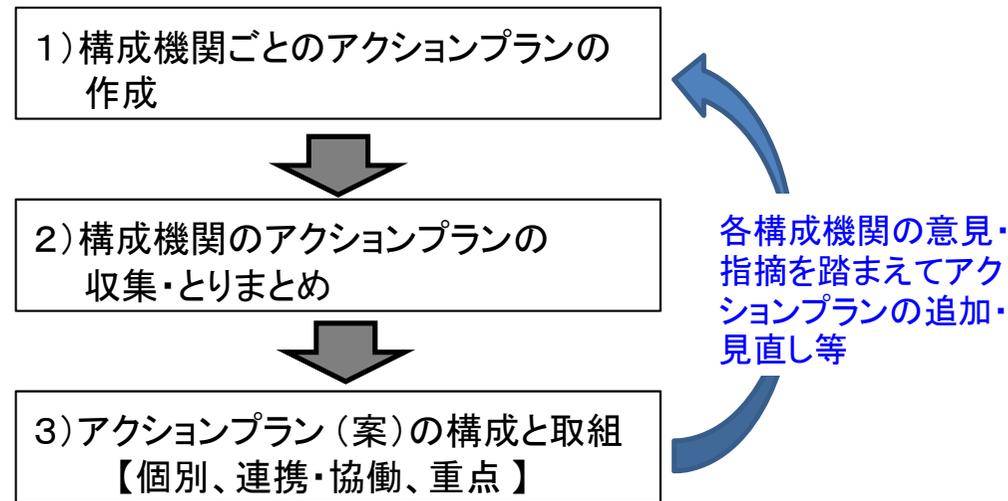


図 アクションプラン作成方針のイメージ図

### ○アクションプラン概要

分類	NO	内容
個別アクションプラン	No1, No.2, No.3, No.4, No.5, NO.6, No.7 No.8, NO.9, No.10, No.11, No.12, NO.13, NO.14	各構成機関が作成したアクションプランを14の取組方針に分類したもの
連携・協働アクションプラン	No.6, NO.7, No.8, No.9, NO.10, No.11, No.14	流域全体で連携・協働した方が効率的・効果的なアクションプラン
重点アクションプラン	NO.5, NO.13	実現性が高く、かつ流域全体で連携・協働した方が効率的・効果的なアクションプラン

# 4. アクションプラン

## 4.2 個別アクションプラン（本文p22～38）

- ・構成機関から収集した取組提案を整理し、No.1～No.14の取組別に共通のキーワードや内容で分類、集約し「個別アクションプラン」を作成した。

表 個別アクションプランの概要

項目	内容
No.1 河口干潟の保全・再生	・干潟創出、水制設置等
No.2 河川の縦断的連続性の保全・再生	・置き石等による落差の改善や魚道の改良・新設 (国土交通省:魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業、福岡県:ふれあいの川づくり事業)
No.3 河川とその周辺の横断的連続性の再生	・樋門の落差などを解消し、多様な生物が生息・生育・産卵できる環境を創出 ・環境学習や自然と触れ合える場として利用しやすい構造の整備を実施 (遠賀川水系エコロジカルネットワーク再生事業)
	・支川から遠賀川本川へのゴミ流出防止のための刈り取った草の管理、網場等設置
No.4 河川における湿地環境の保全・再生(多自然川づくり)	・多自然川づくり等を実施し、瀬・淵・ワンド・たまり・砂州、ヨシ原、海浜、湿地環境の保全・再生に取り組む ・これらの箇所が生息・生育する動植物の生息・生育環境を保全 (多自然川づくり、自然再生事業)
	・地域住民や動物が水辺へ近づきやすくなるような散策路等の水辺整備



No.2: 遠賀川河口堰の多自然魚道(整備後)



No.3: 遠賀川水系エコロジカルネットワーク再生事業(下境地区)(整備後)

# 4. アクションプラン

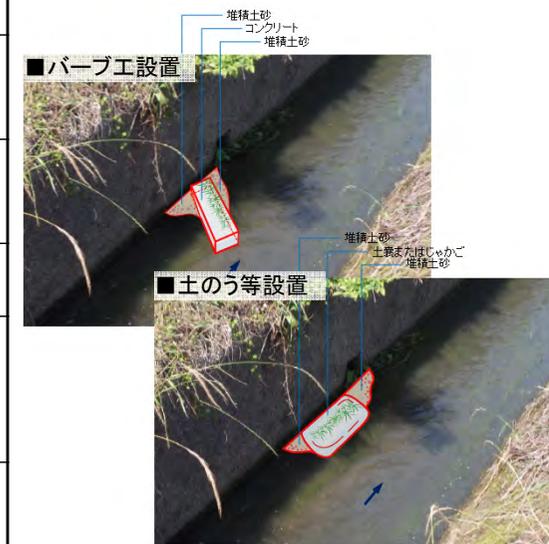
## 4.2 個別アクションプラン（本文p22～38）

表 個別アクションプランの概要

項目	内容
No.5 外来生物の駆除等	・遠賀川流域に侵入、分布拡大中の外来生物についての勉強会を開催、周知
	・オオキンケイギク等の駆除を、地域住民、学校、企業等、多様な主体と連携し、流域の一斉清掃等他のイベントと合わせて実施
	・外来生物について、職員等による不法投棄の巡視や、地域住民による分布状況の確認を実施
	・外来生物の駆除とあわせた利活用を探るために、外来生物を食べるイベントを企画
	・冬場の池干しと合わせて、外来生物の駆除(オニバス保全プロジェクトの一環)
No.6 人の営みと自然が調和した農地環境の保全・再生	・農業体験等のイベントを通じて広報し、農業、農地環境の魅力を伝える （「おらが村の農産物 Do you 農？」）
No.7 人の営みと自然が調和した森林環境の保全・再生	・定期的な植樹、草刈り、除伐・間伐、ニホンジカの捕獲等により森林環境を保全・維持
	・森林をテーマにした自然観察会を実施
No.8 里地・里山における水辺のネットワーク形成	・河川と川裏の里地・里山が水水辺ネットワークでつながり、魚類、両生類、植物等の生息・生育環境を保全 （遠賀川水系エコロジカルネットワーク再生事業）
No.9 流域の環境を守る人材の育成	・将来を担う子供を対象に、行政職員・調査会社による出前講座、勉強会、イベントにより、環境の大切さを教える
	・環境学習等の活動を担うリーダー(大人)の人材育成
	・環境アドバイザーによる支援制度の導入等
	・SNS等の情報共有ツールを活用した、人材育成に関する広報



No.5: 特定外来生物の勉強会



No.8: 目尾地区(飯塚市)川裏整備イメージ

# 4. アクションプラン

## 4.2 個別アクションプラン（本文p22～38）

表 個別アクションプランの概要

項目	内容
No.10 豊かな自然と歴史・文化的資源を活かした地域振興	・遠賀川流域の風景、歴史、文化、人、観光スポットについて地域住民が撮った写真やイベント情報をSNSやHP等で情報発信
	・遠賀川流域の自然や施設を巡るウォーキングイベント・ツアー等を開催
No.11 流域における多様な主体の連携	・イベントを通じて流域住民・団体・企業・学校・行政等の多様な主体が連携し交流・活動する
	・人材、機材を融通して広報活動、普及啓発活動を効果的・効率的に実施
No.12 生態系に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生態系情報図」を作成し、流域内においてポテンシャルの高いホットスポットの情報を共有</li> <li>・「コウノトリ分布マップ」「外来生物分布マップ」等を作成、情報共有</li> </ul>
No.13 生態系に関する情報発信	・遠賀川流域の水質、生物情報をHP等で情報発信
	・各構成機関で策定している「生物多様性戦略」、「環境計画」等をHP等で上発信・周知
	・生態系に関するイベント、地域住民・企業・行政等の環境保全活動をチラシ、HP等で情報発信・周知
No.14 生態系に関する啓発活動	・イベントを通じて地域住民への普及啓発活動を実施



No.11: 遠賀川カヌー一駅伝



No.12: 遠賀川流域生態系情報図



No.14: 出前講座の実施状況(小竹町)

# 4. アクションプラン

- ・下表は、各構成機関に対し、既に取り組んでいる、または、今後取り組みたいプランについて意見照会を行い、回答をとりまとめたものであり、「個別アクションプラン」や「連携・協働アクションプラン」作成の基礎となっている。
- ・「連携・協働アクションプラン」の作成にあたっては、取組機関の多いアクションプランをはじめ、「人材」「資材」「経済」といった3つの連携・協働による流域の視点から流域全体で取り組む方が相乗効果が期待できるアクションプランや取組フィールドの広いアクションプランを取り上げた。

		構成機関																																		合計（該当取組機関の数）				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34					
		国土交通省	環境省	福岡県	八幡農林事務所	飯塚農林事務所	北九州市	直方市	飯塚市	田川市	中間市	宮若市	嘉麻市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町	桂川町	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	福智町	赤村													
主となる取組	1 河口域干潟の保全・再生	○																																					2	
	2 河川の縦断的連続性の保全・再生	○		○			○																																	3
	3 河川とその周辺の横断的連続性の再生	○																○	○			○	○	○				○												7
	4 河川における湿地環境の保全・再生	○		○				○														○				○														5
	5 外来生物の駆除等	○	○		○													○				○					○				○	○					○			9
	6 農地環境の保全・再生																																						○	1
	7 森林環境の保全・再生				○									○																○										3
	8 里地・里山における水辺のネットワーク形成	○																○																						2
	9 流域の環境を守る人材の育成	○		○	○				○			○								○										○	○				○				○	10
	10 豊かな自然と歴史・文化的資源を活かした地域振興	○		○	○													○	○	○	○	○			○	○			○						○				13	
	11 流域における多様な主体の連携	○		○	○	○												○			○																			7
	12 生態系に関する情報共有	○																																						1
	13 生態系に関する情報発信	○															○																							3
	14 生態系に関する普及啓発活動	○		○						○														○	○		○	○		○					○	○	○	○		13
合計件数(該当取組数)		12	1	6	5	1	1	1	1	0	2	0	0	1	4	3	2	3	4	3	4	2	2	2	2	2	2	1	2	3	1	1	2	3	1	2				

# 4. アクションプラン

## 4.3 連携・協働アクションプラン（本文p39～46）

・「個別アクションプラン」で特に連携・協働により効率的・効果的な展開を期待できるものについて「連携・協働アクションプラン」として具体的に取り組む。

表 連携・協働アクションプランの概要

項目	内容
No.6 人の営みと自然が調和した農地環境の保全・再生	遠賀川流域の自然環境を活かした農産物認定マーク(共通のロゴ)、生き物ブランド化(エコネット米)とあわせた情報発信・普及啓発活動
No.7 人の営みと自然が調和した森林環境の保全・再生	森林・溪流環境について学び、森林環境への愛着を醸成し、森林・溪流環境を維持管理、保全し、ホタル・希少な動植物の生息環境を保全する。
No.8 里地・里山における水辺のネットワーク形成	エコロジカルネットワーク再生事業等を通じて川裏の里地・里山環境を保全し生物多様性を向上し里地・里山の魅力を伝え交流人口増加に努める。
No.9 流域の環境を守る人材の育成	流域における多様な主体と連携し、関係者向けのイベントノウハウ交流会(座学)と現場体験の実施
No.10 豊かな自然と歴史・文化的資源を活かした地域振興	自然・歴史・文化・観光・グルメスポットを複数巡るエコツーリズム。(例:中島で自然観察・バードウォッチング・遠賀川水源地ポンプ室・中間唐戸等の観光をあわせたツアーやJRウォーキング)
No.11 流域における多様な主体の連携	遠賀川流域リーダーサミット等の既存の仕組みを活用、新たな仕組みづくりに努める。
No.14 生態系に関する普及啓発活動	生態系に関する出前講座情報を収集、整理し、構成機関や流域内学校、イベント関係者に情報発信することにより、出前講座の実施範囲拡大を推進する。
	流域生態系ネットワークに関する活動を広報する資料(パンフレット、生態系情報図等)を作成し、PR活動を実施する。

# 4. アクションプラン

## 4.4 重点アクションプラン（本文p47～48）

- ・実現性が高く、かつ流域において連携・協働で取組むことができるものを「重点アクションプラン」として位置づける。  
重点アクションプランは全構成機関で取組む

### (1) 重点アクションプラン①

#### 【No. 5 外来生物の駆除等】

##### 《取組内容》

- ・外来生物についてテーマ別に勉強会を開催
- ・春の遠賀川一斉清掃と合わせて、オオキンケイギクの駆除
- ・駆除結果をまとめて、構成機関のHPやSNSを通じて情報発信
- ・外来生物の利活用ルールの方策と情報発信



重点アクションプラン: 外来生物の駆除等

### (2) 重点アクションプラン②

#### 【No. 13 生態系に関する情報発信】

##### 《取組内容》

- ・情報収集と発信のルールを作成
- ・バナー設置、相互リンクにより各構成機関HP等で情報を発信
- ・イベントに必要な人材・機材等の融通しあう
- ・連携・協働でイベントを実施する
- ・イベント結果等をHPで情報を発信



重点アクションプラン: 生態系に関する情報発信

## 5. アクションプランの進め方(案) (本文p49)

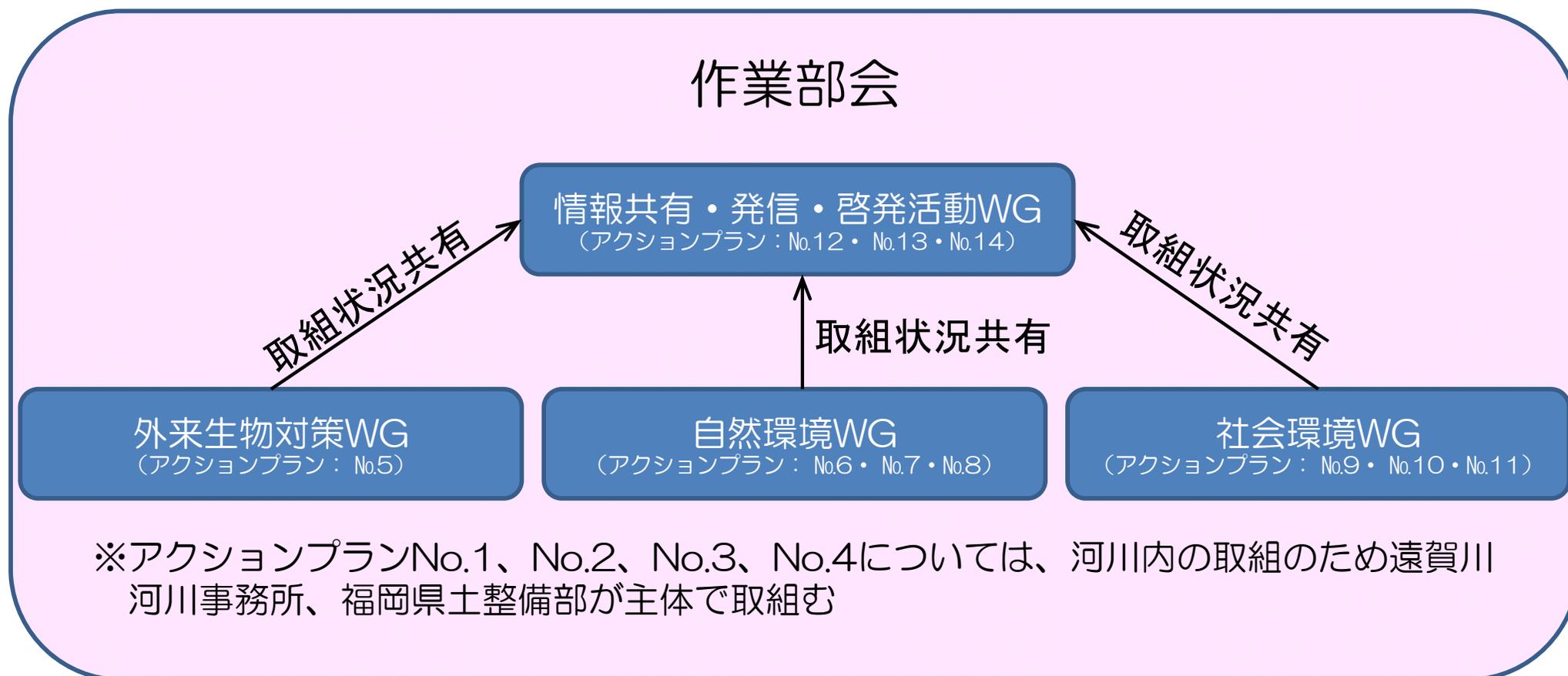
- ・流域全体で連携・協働して、効率的・効果的にアクションプランを進めるため、つながる・つなげる仕組みとして、以下のとおり、4つのワーキンググループ(以下WGという)を立ち上げる。
- ・それぞれのWGが軸となり、アクションプランを実践していく。

※「情報共有・発信・啓発活動WG」:生態系に関する情報共有・情報発信・啓発活動を担う。

※「外来生物対策WG」:外来生物の駆除に資する取組を担う。

※「自然環境WG」:農地環境・森林環境の保全、里地・里山の水辺ネットワーク形成に資する取組を担う。

※「社会環境WG」:人材育成、自然・歴史・文化的資源を活かした地域振興、多様な主体の連携を構築する取組を担う。



# 6. アクションプランのPDCA及び情報発信(本文p50~51)

- ・アクションプランは、PDCA(P:計画(Plan)、D:実施(Do)、C:評価(Check)、A:見直し(Action))サイクルにより、取組内容をモニタリングしながらその結果に合わせて柔軟に見直し、修正する順応的管理を行う。
- ・アクションプランの計画、実施、見直しの際には、生態系情報図(Big Data)を活用する。

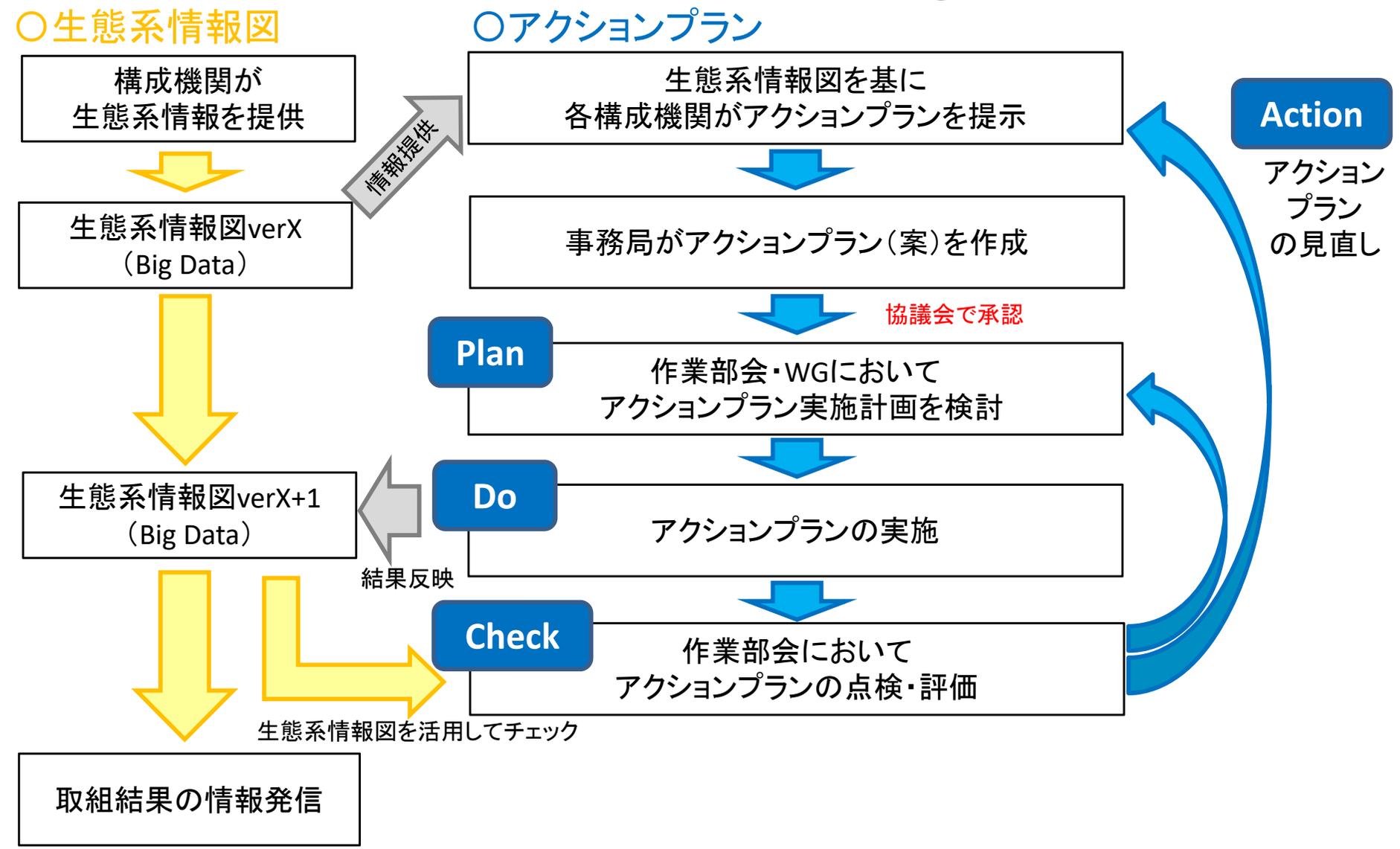


図 生態系情報図を活用したアクションプランのPDCAと情報発信

# 6. アクションプランのPDCA及び情報発信(本文p50~51)

- ・アクションプランの継続活動として、毎年開催する作業部会をフォローアップ(点検評価)の場として活用し、継続的に改善を実施していく。

## 【取組結果の点検評価のイメージ】

- ・取組結果から、順調に実施している取組については、そのまま継続実施。
- ・課題がある取組または停滞中の取組については、課題を踏まえ、解決方法を検討し、実施。
- ・課題が解決できればアクションプランを継続実施。
- ・課題が解決できない場合は必要に応じて、アクションプランの改善を行う。
- ・取組結果の点検・評価によりアクションプランが持つ目的、目標が達成しその取組が完了しても効果が認められない場合は取組方針の中から新たなアクションプランを策定する。
- ・アクションプランの取組内容及び結果について、HPやSNS等を通じて積極的に情報発信する。

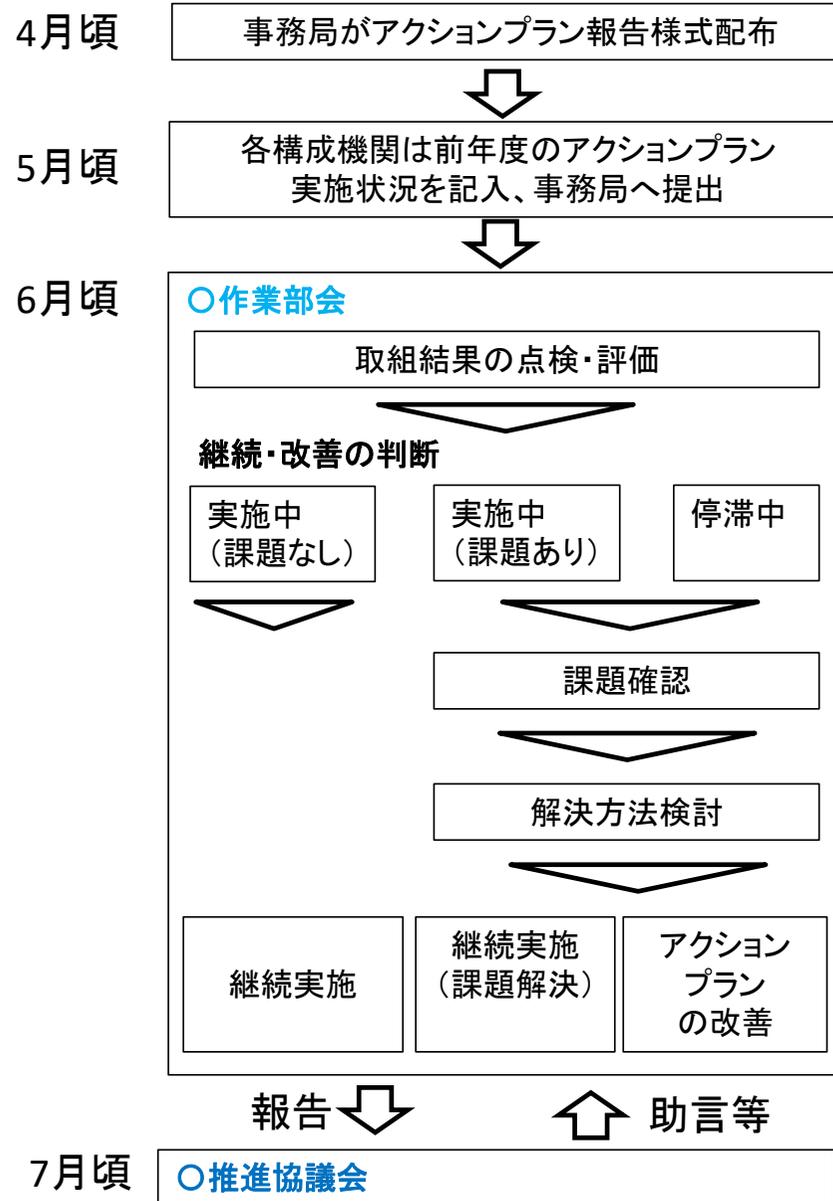


図 取組結果の点検評価のイメージ

## 7. おわりに（本文p52）

- ・アクションプランの実施にあたっては、作業部会の下に4つのワーキンググループを設置し、各構成機関の事業や各種活動をつなげ、個々の取組が流域全体の取組としてつながる仕組みを検討しながら展開していくとともに、**構成機関の間で調整が必要な場合は事務局が支援**を行う。また、毎年開催する作業部会において、**取組内容をモニタリングしながら、その結果に合わせてアクションプランを柔軟に見直し、修正または新たなアクションプランへ展開する順応的管理**を行うこととしている。
- ・**持続可能な開発目標(SDGs)**は、経済、社会、環境の3側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、アクションプランに基づく取組は、**遠賀川流域におけるSDGs達成に向けた取組**でもある。
- ・アクションプランの実効性を確保するためには、各構成機関が、**必要に応じて取組内容を各種計画に反映**するとともに、このアクションプランを軸に組織的、計画的、継続的に取り組み、地域住民や住民団体・企業・学校などの多様な主体間との連携・協働によって、遠賀川流域の生態系ネットワーク形成を促進し、その**取組の過程・結果を地域の活性化、持続的な発展につなげる**ことが重要である。